第2号(令和3年3月10日)

会議録

定 例 会

(再開)

令和3年3月井手町議会(定例会)会議録(第2号)

招集年月日

令和3年3月10日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年3月10日午前10時10分 議長 西島寛道

閉会 令和3年3月10日午後 2時37分 議長 西島寛道

応招議員

1番 奥田 俊夫 2番 脇本 尚憲

3番 谷田 利一 4番 西島 寛道

5番 岡田 久雄 7番 丸山 久志

8番 中坊 陽 9番 谷田みさお

10番 木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番 奥田 俊夫 2番 脇本 尚憲

3番 谷田 利一 4番 西島 寛道

5番 岡田 久雄 7番 丸山 久志

8番 中坊 陽 9番 谷田みさお

10番 木村 武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番 脇本 尚憲 7番 丸山 久志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 木田ゆかり 議会書記 仁木 崇

議 会 書 記 梶田 篤志 議 会 書 記 辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男 副 町 長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎 理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘 理事兼建設課長事務取扱 西岡 久 企 画 財 政 課 長 花木 秀章 高 齢 福 祉 課 長 寺井 佳孝 社会教育課長・ 中坊 玲子 山吹みあいセンター飛・図舗販搬

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
保 健 医 療 課 長 中谷 誠
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和3年3月10日(水)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定について
- 第3 議案第5号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第6号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定 の件
- 第 5 議案第 7 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の 基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 8 号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の 基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第9号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第20号 令和3年度井手町一般会計予算
- 第9 議案第21号 令和3年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第10 議案第22号 令和3年度井手町水道事業会計予算
- 第11 議案第23号 令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第12 議案第24号 令和3年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第25号 令和3年度井手町介護保険特別会計予算
- 第14 議案第26号 令和3年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第15 議案第27号 令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長(西島寛道) 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦 労さまでございます。

ただいまから令和3年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議 を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲議員、7番、丸山久志議員を指名します。

日程第2、議案第1号、井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 貴重な時間をお借りして申し訳ございません。 まず初めに、印刷ミスがありましたので、先ほどお配りいたしました正誤表 につきましてご説明申し上げます。議案第1号、第5次井手町総合計画「基 本構想」「基本計画」中、97ページの下段、目指すべき成果指標を次のとお り訂正いたします。現在空欄となっております第5次総合計画の現状値をバ ーに、目標値を1に訂正するものであります。大変申し訳ございませんでし た。

それでは、議案第1号、井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定に つきましてご説明申し上げます。

井手町総合計画条例の規定に基づき、井手町総合計画の「基本構想」「基本 計画」を別紙のとおり定める。

なお、本件につきましては、現行の第4次井手町総合計画の計画期間が令和2年度で終了することから、それに代わる新たな総合的かつ計画的なまちづくりの指針について、井手町総合計画審議会に対しまして諮問を行ったところ、その後、「基本構想」及び「基本計画」の答申を頂きましたので、井手町総合計画条例に基づき、本定例会に提出するものであります。

それでは、3ページをご覧ください。計画の構成であります。この総合計画は「基本構想」及び「基本計画」により構成しておりまして、計画の期間

は令和3年度から令和12年度までの10年間としております。

次に、5ページをご覧ください。まず、「基本構想」につきましてご説明申 し上げます。なお、基本構想につきましては、12月21日の全員協議会に てご説明を申し上げておりますので、要点のみ、かいつまんでご説明申し上 げます。

5ページは、基本理念とまちの将来像であります。第4次井手町総合計画の基本理念を引き継ぎつつ、この井手町をさらに住みよい魅力的な町としていくため、ホッとやすらぐ清流に抱かれたまち、ホットな多世代コミュニティのまち、ホットに暮らせる活気あるまちの三つの基本理念に基づき、まちの将来像を、次ページになりますが、「~居心地よく、住んでみたい、住み続けたい~安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」と掲げております。

次に、9ページをご覧ください。人口の構想でありまして、令和12年の 定住人口の目標をおよそ7,200人と見込んでおります。

次に、10ページをご覧ください。交流人口でありまして、令和12年の 交流人口の目標を50万人と設定しております。

次に、11ページから13ページにかけましては、土地利用の構想と交通網の構想について、記載をしております。

次に、14ページをご覧ください。まちづくりの基本目標と基本方針であります。井手町の将来像を実現していくため、五つの柱でまちづくりの基本目標を掲げております。

次に、15ページから26ページにかけまして、各基本目標の背景並びに 基本方針を記載しております。

次に、27ページをご覧ください。協働のまちづくりの推進といたしまして、まちづくりの基本目標と基本方針を実現するため、住民と行政の間で情報共有と住民参画のまちづくりを進めていくとともに、効率的、効果的な行財政運営や持続可能な行政運営を進めてまいります。

続きまして、29ページ以降は第5次井手町総合計画の「基本計画」であります。「基本計画」では、序章のほか全6章で構成しておりまして、各章において達成目標、第4次総合計画の検証と課題、目指すべき成果指標、目標達成のために取り組むこと、みんなで目標達成するためにを明示しております。

では、29ページをご覧ください。まず序章でありまして、本計画が目指す将来像の実現に向けての重点的な施策として、利便性の向上と定住、移住の促進、新たな交流拠点となる新庁舎と道の駅の整備と雇用の創出、地域共生社会の実現へ向けた多世代ふれあいのまちづくりの三つの柱を掲げております。

次に、31ページをご覧ください。第1章、子育て環境の強みをさらに磨こうにつきましては、子育て環境、学校教育、青少年・若者、生涯学習・生涯スポーツ、地域文化の全5節で構成しておりまして、目標達成のために取り組むものとして、第1節子育て環境では、1、子育て支援環境の整備、2、利用しやすい教育・保育環境の整備。第2節学校教育では、1、個性と生きる力を育てる教育活動の推進、2、教育施設、教育環境の整備充実。第3節青少年・若者では、1、青少年の健全育成に向けた環境整備、2、青少年活動の活性化。第4節生涯学習・生涯スポーツでは、1、生涯学習の推進、2、生涯スポーツ、レクリエーションの振興。第5節地域文化では、1、地域文化、伝統文化の保全と継承、2、町内外の交流の促進を掲げております。

次に、46ページをご覧ください。第2章、多世代がふれあう生き生きし たまちをつくろうにつきましては、多世代コミュニティの創造と地域福祉の 推進、全世代型地域包括ケアシステムの推進、健康づくりと医療体制、高齢 者福祉、障がい者福祉、住民活動支援、人権尊重の全7節で構成しておりま して、目標達成のために取り組むこととして、第1節多世代コミュニティの 創造と地域福祉の推進では、1、多世代コミュニティの創造、2、空き家等 の活用、3、「お互いさま」の地域福祉のまちづくり、4、地域の見守り体制 の充実、5、孤立することのない地域福祉のまちづくり。第2節全世代型地 域包括ケアシステムの推進では、1、全世代型地域包括支援の体制整備、2、 地域ケア会議と多職種連携の推進、3、権利擁護の推進。第3節健康づくり と医療体制では、1、健康づくりの推進、2、地域医療体制の充実。第4節 高齢者福祉では、1、高齢者福祉施策の充実、2、介護サービスの充実。第 5節障がい者福祉では、1、障がい者福祉施策の充実。第6節住民活動支援 では、1、住民主体のまちづくり活動への支援、2、様々な住民の活躍の場 づくり。第7節人権尊重では、1、生涯学習としての人権教育・啓発、2、 男女共同参画社会の形成を掲げております。

次に、66ページをご覧ください。第3章、快適で便利なまちをつくろう

につきましては、道路・公共交通、市街地・集落・住宅地、バリアフリー、上下水道・河川、公園や緑の全5節で構成しておりまして、目標達成のために取り組むこととして、第1節道路・公共交通では、1、道路交通網の整備、2、公共交通の充実。第2節市街地・集落・住宅地では、1、市街地・集落の整備、2、住宅の整備と有効活用。第3節バリアフリーでは、1、バリアフリーに配慮した生活空間の整備。第4節上下水道・河川では、1、上下水道などの整備、2、景観保全、景観整備を掲げております。

次に、77ページをご覧ください。第4章、安心とやすらぎのまちを守ろうにつきましては、防災・地域安全、ポストコロナ時代へ向けたまちづくり、自然環境、循環型社会・低炭素社会の全4節で構成しておりまして、目標達成のために取り組むこととして、第1節防災・地域安全では、1、防災基盤・防災体制の整備、2、消防・救急体制及び防犯・安全対策の強化。第2節ポストコロナ時代へ向けたまちづくりでは、1、ポストコロナ時代へ向けたまちづくり。第3節自然環境では、1、自然環境の保全、2、自然環境の活用と情報発信。第4節循環型社会・低炭素社会では、1、快適な生活環境の保全、2、環境負荷の少ない生活様式の推進を掲げております。

次に、86ページをご覧ください。第5章、多様な働き方ができる魅力あるまちをつくろうにつきましては、新産業と雇用対策、農林業、商工業、観光・交流の全4節で構成しておりまして、目標達成のために取り組むこととして、第1節新産業と雇用対策では、1、新産業の導入・育成、2、異業種間連携の推進。第2節農林業では、1、農業の振興、2、林業の振興。第3節商工業では、1、工業の振興、2、商業・サービス業の振興。第4節観光・交流では、1、観光客を迎え入れる体制の整備、2、観光と他産業との連携強化を掲げております。

次に、97ページをご覧ください。第6章、協働のまちづくりの推進につきましては、住民と行政のパートナーシップの強化、情報の共有と発信、行政経営の推進の全3節で構成しておりまして、目標達成のために取り組むこととして、第1節住民と行政のパートナーシップの強化では、1、まちづくりへの住民参加の促進、2、行政の住民活動への参加、第2節情報の共有と発信では、1、情報発信と広聴・広報活動の充実、2、デジタル環境の整備、3、行政のデジタル化の推進。第3節行政経営の推進では、1、効率的、効

果的な行政運営の推進、2、財政運営の適正化、3、広域連携の推進を掲げております。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に全員協議会を開催いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前11時00分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 反対の立場で討論いたします。

議案第1号、井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定についてですが、今、策定経過をお尋ねいたしまして、審議会の委員に女性が16人中たった1人というのをお聞きして、非常に残念な思いがいたしました。男女共同参画の時代に、やはり女性の声をしっかりと取り入れて計画をつくっていただきたかったというふうに思います。

また、基本理念として掲げられているのは、自然に抱かれてほっと安らぐとか多世代のコミュニティとか活気ある町とか、大変いい言葉が並んでいるわけですけれども、今のところ獲得できているのは豊かな自然だけで、かつては多世代だったこの町の構成の割合がどんどんと失われて、少子高齢化が進んでおります。それにつれて、町の活気も今、急速に失われてきていると感じています。特にこの1年はコロナの影響がありまして、住民の皆さんは経済的にも精神的にも落ち込みが非常に激しいと感じます。一旦マイナスになっているベクトルを今度は上向けるというのは、下りのエスカレーターを駆け上がるというようなことで、生半可なことではできません。失われた30年、それを取り戻そうという決意のこもった計画とはとても思えませんし、

住民の皆さんとこれで共有できるのだろうかと非常に不安です。

住民の皆さんがこの計画を読んでどう思われるでしょうか。商業施設も住宅も本当にできるんだろうか。民間だけではやっていけないからバス交通もスーパーも撤退しましたし、次は金融機関が撤退するんじゃないかなどとうわさをされている実態です。その町の実態は、自助だ共助だという限界点は超えてしまっているんじゃないでしょうか。公助がなければ、とてももたないと皆さん感じておられるのではないかと思います。

住宅が300軒建てば、町の雰囲気は大きく変わると思います。町営住宅の建設や再編も含めて、まず100軒でも町主導で住宅を増やすということができれば、民間開発もおのずとついてくる、商業施設もついてくるというふうに思います。手後れになる前に、スピードが必要です。具体的な計画を住宅に関してやはり示していただきたいというふうに思います。

両方の駅前に商業施設は絶対に必要だと思います。女性も今、皆働いていますから、帰宅するときに買物できなければ、暮らしていけないわけです。 多賀の駅前にスーパーの誘致の可能性があるということをおっしゃいますので、では、玉水の駅前はどうするのか。「さくら」を改装してコンビニの機能を持たせるなども考えられるんじゃないかと私は個人的には思っています。

そして、どうしてもバス交通は必要です。バスの要望が大変強いことはアンケートでもよくお分かりなのに、どこまでも無視をされる。住民が主人公が聞いてあきれると本当に思います。JRを有効に活用するためにも、町がいろいろと頑張ってきたインフラを活用するためにも、高齢者の通院や買物にも、新庁舎へのアクセスにも、観光にも、人の行き来を増やして町を活性化させるためにも、子どもを塾にやりたいという、そういう要望にも応えられる、絶対にバス交通は必要だと思っています。

大事な観点が抜け落ちていることから、この計画には反対をいたします。 議長(西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) ただいま議題となっています議案第1号、第5次井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定について、賛成の立場で討論いたします。

現在、我が国では人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症など、

先が見えない課題に直面し、本町においても今後の社会情勢の見通しが難しい現状にあります。そのような状況の中で、第5次総合計画の期間である今後10年間はJR奈良線の複線化や企業誘致、そして庁舎や山吹ふれあいセンターの移転、道の駅や国道24号城陽井手木津川バイパスの整備など、本町を取り巻く状況が変わる本町にとって大変重要な時期となります。

第5次総合計画は、町の将来像である「~居心地よく、住んでみたい、住み続けたい~安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」を実現するため、まちづくりの理念を、ホッとやすらぐ清流に抱かれたまち、ホットな多世代コミュニティのまち、ホットに暮らせる活気あるまちを掲げ、三つの重点的な施策をはじめ、五つの柱からなる計画がうたわれており、これまでの第4次総合計画の基本理念を引き継ぎつつ、社会情勢の変化を踏まえた適格な取組が示された、非常に魅力的な内容となっております。

また、第5次総合計画の策定におかれましては、住民アンケートをはじめ、 住民団体の代表者からの意見聴取やパブリックコメントの募集、井手町総合 計画審議会の審議を経るなど、住民各層の幅広い意見を集約されてきました。 この「基本構想」「基本計画」を基に実施される各種施策が住民の期待する まちづくりにつながることを確認し、高く評価するものであり、賛成するも

議長(西島寛道) ほかに討論ありませんか。

のであります。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町総合計画「基本構想」「基本計画」の策定についてを採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり 可決されました。

この際、暫時休憩します。15分まで。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第3、議案第5号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事

業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) それでは、議案第5号、介護保険法に基づく指 定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する 条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、介護保険法等の改正が行われたことによりまして、当該条例の元となる厚生労働省令を改正する省令が公布されたため、改正が必要となりましたので、所要の改正を行うものであります。

それでは、13ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3099の31ページであります。目次であります。目次中、第10章を追加するため改めるものであります。こちらについては、厚生労働省令に基づく基準の改正が行われたことによる目次の整備であります。以降、全て厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備となっております。

次に、例規ページ数3099の33ページであります。第3条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則の規定でありまして、第3条に次の2項を加えるものであります。第3項といたしまして、高齢者虐待防止の推進に係る条文の追加であります。第4項といたしまして、施設における個別サービスの情報収集、活用と、計画を立て、それを実行、評価した上で、取組の改善、見直しを行う流れの推進を図るための条文の追加であります。追加に伴い、第3項を第5項とするものであります。

次に、14ページをご覧ください。第6条、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数の規定でありまして、第47条第4項にオペレーターが兼務することが可能な施設が追加されたことから、関係条文を追加するものであります。

次に、15ページをご覧ください。例規ページ数3099の44ページであります。第31条、運営規程の規定でありまして、高齢者虐待防止の推進を図ることから基準に追加し、第8号を第9号とするものであります。

次に、例規ページ数3099の44ページであります。第32条、勤務体制の確保等の規定でありまして、第32条に第5項を加えるものでありまして、ハラスメント対策の強化に係る条文を追加するものであります。

次に、第32条の2、事業継続計画の策定等の規定でありまして、業務継続に向けた取組の強化を図るための基準に追加するものであります。

次に、16ページをご覧ください。例規ページ数3099の45ページであります。第33条、衛生管理等の規定でありまして、第3項を加えるものでありまして、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練などの実施について、条文を追加するものであります。

例規ページ数3099の45ページであります。第34条、掲示の規定でありまして、運営規程等の掲示に係る見直しを図るため、基準に追加するものであります。

次の17ページをご覧ください。例規ページ数3099の46ページであります。第39条、地域との連携等の規定でありまして、会議や多職種連携におけるICTの活用を図るための基準に追加するものであります。

第40条の2、虐待の防止の規定でありまして、利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、担当者を定めることを義務づけるため、基準に追加するものであります。

次に、18ページをご覧ください。例規ページ数3099の48ページであります。第47条、訪問介護員等の員数の規定でありまして、地域の実情に応じて既存の地域資源、地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、オペレーターの配置基準等の緩和を行うため、基準を追加するものであります。

次に、20ページをご覧ください。例規ページ数3099の51ページであります。第55条、運営規程から32ページの第100条、運営規程の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく改正による条文の整備であります。

次に、32ページをご覧ください。下段になります。例規ページ数309

9の81ページであります。第101条、定員の遵守の規定でありまして、 過疎地域等におけるサービス提供の確保を図るため、基準に追加するもので あります。

次に、33ページをご覧ください。例規ページ数3099の82ページであります。第108条、準用から40ページの第149条、準用の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、40ページの下段をご覧ください。例規ページ数3099の98ページであります。第151条の規定であります。施設での栄養ケアマネジメントの充実を図るため、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づけるものでありまして、条文を追加するものであります。

次に、42ページをご覧ください。例規ページ数3099の104ページ であります。第157条、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の取扱方針から48ページの第186条、運営規程の規定も同様に、厚生労 働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、48ページをご覧ください。第187条、勤務体制の確保等の規定でありまして、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の方の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修の受講の義務づけを行うため、第4項を追加するものであります。第5項につきましては、ハラスメント対策の強化に係る条文を追加するものであります。

次に、例規ページ数3099の115ページであります。第189条、準用から50ページの第202条、準用の規定も同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次の51ページをご覧ください。第203条、電磁的記録等の規定でありまして、介護サービス事業者の業務負担の軽減等を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を求めることとし、その範囲を明確化されたことによる条文を追加するものでございます。

次の52ページをご覧ください。例規ページ数3099の124ページであります。附則第6条中、「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)」に改めるものであります。

それでは、12ページにお戻りください。附則であります。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) この中身は、今説明いただいたとおりに、虐待の防止を明記したり職場でのハラスメントについての規定を明記したり、そういう非常に評価できる面もあるんですけれども、施設の人員の体制について規制緩和、この部分を緩和します、緩和しますというようなことがありまして、不安に思うわけですけれども、特に、夜間にも対応してもらうというような場合に、こういう規制緩和で大丈夫なんだろうか。例えば、34ページのところに、これは指定認知症対応型共同生活介護の事業のことを書いてあるので、これはいわゆるグループホームのことかと思うんですけれども、そういうユニット型でやられているグループホームで、何人の方が宿直で認知症の方を見ていただいているのか。現状はどういう決まりになっていて、これが決まるとどういう緩和になるのか。本町の場合、影響は出てこないのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。 34ページの認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しについてでありますが、こちら、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間、深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であっても、各ユニット同一階に隣接しておれば、職員が円滑に利用の状況把握を行い、速やかな対応が可能という構造で安全対策、マニュアルの作成とか訓練の実施を行っているということを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしているものでございます。

現在、井手町の認知症グループホームにつきましては、ユニットではございませんので、夜勤の体制も十分取れていると考えております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) いろいろ言えばたくさんあるんですけど、一番気にな るのが夜間の体制ということで、井手町の場合はユニットケアと違うではな いかということなんですけど、どこでも夜間の体制は大変だと思うんです。 これ、こういう流れでいくと、三つあっても2人夜勤したらいいですよと、 そうなると、1人休憩されたら1人で三つ見ないといけないとか、2人しか いなかったら一切休憩できないのかということもあるし、一番心配なのは災 害のときです。夜、災害が起こったりしたときに、そういう避難の対応とか が、地域密着型とかグループホームとかがいいのは、いつもお世話になって いる方がおられるというのが安心できることなんです。ころころ担当者が変 わらない。それが、たまたま災害が起こったときに、いつもお世話になって いる方がおられないというようなことになって、三つのユニットを2人で見 ないといけないみたいなことになると、本当に不安やなと。この制度改正の ときにも、認知症の方の家族の会員の方なんかが非常に審議会でも不安の声 を上げておられて、緩和しないで今までどおりでやってほしいということを 随分おっしゃっていたというような経過がありまして、たまたまこれにその まま当てはまる施設は井手町にないとしても、これは介護保険の流れで、そ ういう形でどんどんどんどん人員の緩和が行われているということなんです よね。そういう不安を非常に感じます。井手町は大丈夫やと思いますと言わ れるんですけど、あのグループホーム、夜間は何人おられるんでしょう。井 手町のいでの里のグループホームは、どういう体制になっているか分かりま すか。

(挙手する者あり)

議長 (西島寬道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) ただいまのご質問でありますが、いでの里のグループホームの夜勤体制の人数については、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 議案第5号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件に反対の立場で討論します。

確かに認知症の方々に対する虐待、高齢者一般に虐待の防止ですとか事業所でのハラスメントの防止ですとか研修の義務づけなど、前進する面もあるんですけれども、特に目立つのは、やはり夜勤の体制も、先ほど申しましたけど、夜、緊急事態を受け付けるようなオペレーターの方の勤務についても、ほかの事業所と兼ねていいですよとか、それにまた町がこれ、責任を持たなあかんようになるので、町長が地域の実情を勘案して適切と認める場合、基準を緩和できるというような項目もあるわけです。非常に責任を持って対応しないといけないということになってきます。やっぱりそういう場合、せめて国で決めた基準を切り下げないで、今までのとおり守ってほしいということを意見として申し上げて、反対いたします。

議長(西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第5号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。 議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり 可決されました。

日程第4、議案第6号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) それでは、議案第6号、介護保険法に基づく指 定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を 改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、介護保険法等の改正が行われたことによりまして、当該条例の元となる厚生労働省令を改正する省令が公布されたため、改正が必要となりましたので、所要の改正を行うものであります。

それでは、7ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3099の131ページであります。第5章、雑則の追加に 伴いまして、目次を改めるものであります。以降、全て厚生労働省令に基づ く基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の132ページであります。第3条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則の規定でありまして、第3条に次の2項を加えるものであります。第4項といたしまして、高齢者虐待防止の推進に係る条文の追加であります。第5項といたしまして、施設における個別サービスの情報の収集、活用と、計画を立て、それを実行、評価し、改善していく流れの推進を図るための条文の追加であります。

次に、8ページをご覧ください。例規ページ数3099の135ページであります。第8条、従業者の員数から9ページの第10条、管理者の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、10ページの中段をご覧ください。例規ページ数3099の141 ページであります。第27条、運営規程の規定でありまして、高齢者虐待防 止の推進を図ることから、条文を追加するものであります。

次に、例規ページ数3099の141ページであります。第28条、勤務体制の確保等の規定でありまして、第3項につきましては、新たな認知症介護基礎研修の受講が義務づけられたことによる条文の追加であります。第4項につきましては、ハラスメント対策の強化に係る情報を追加するものであ

ります。

次に、11ページの中段をご覧ください。第28条の2、業務継続計画の 策定等についての規定でありまして、業務継続に向けた取組の強化を図るた め、条文を追加するものであります。

次に、例規ページ数3099の142ページであります。第30条、非常 災害対策の規定でありまして、災害への地域との連携した対応の強化を図る ため、条文を追加するものであります。

次に、12ページをご覧ください。例規ページ数3099の142ページ であります。第31条、衛生管理等から17ページの中段の第57条の規定 までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備でありま す。

次に、17ページの下段をご覧ください。例規ページ数3099の154ページであります。第58条、定員の遵守の規定でありまして、過疎地域等におけるサービス提供の確保を図るため、条文を追加するものであります。

次に、18ページをご覧ください。例規ページ数3099の155ページであります。第65条、準用から23ページの第87条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、24ページをご覧ください。第91条、電磁的記録等の規定でありまして、介護サービス事業者の業務負担の軽減等を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化されたため、条文を追加するものであります。

それでは、6ページにお戻りください。附則であります。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 議案第6号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護 予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定 の件に反対の立場で討論いたします。

先ほどの第5号でも申し上げたとおり、今回の介護保険法の政令の改正で、 高齢者に対する虐待の防止や職場におけるハラスメントについての規定など を明確にされて、前進した面ももちろんあるわけですが、やはり同じくこの 第6号でも、夜間の体制や資格、介護支援専門員がいなかったら研修を受け たらそれでよいとか、規制緩和がどんどんと進められているという点で反対 をいたします。

議長(西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第6号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり 可決されました。

日程第5、議案第7号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の 人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寬道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 説明に入ります前に、貴重な時間、申し訳ございません。誤りが見つかりましたので、正誤表にてご説明申し上げます。正誤表をご覧ください。介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例改め文中、第23条の2の見出しを次のとおり訂正、2ページであります。「感染症の予防のまん延の防止の

ための措置」、「の」を「及び」に改めるものでございます。

次に、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表中、第23条の2の見出しを次のとおり訂正、9ページでありまして、新旧の新の欄、「感染症の予防のまん延の防止のための措置」、「の」を「及び」に改めるものでございます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第7号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の 人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説 明申し上げます。

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、介護保険法等の改正が行われたことによりまして、当該条例の元となる厚生労働省令を改正する省令が公布されたため、改正が必要となりましたので、所要の改正を行うものであります。

それでは、5ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に 基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正 する条例新旧対照表でございます。

次に、例規ページ数3099の181ページであります。第5章、雑則の 追加に伴いまして、目次を改めるものであります。以降、全て厚生労働省令 に基づく基準の改正による条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の181ページであります。第3条、基本方針の規定でありまして、第3条第5項の次に2項を加えるものであります。第6項といたしまして、高齢者虐待防止の推進に係る条文の追加であります。第7項といたしまして、施設における個別サービスの情報の収集、活用と、計画を立て、それを実行、評価し、改善していく流れの推進を図るための条文の追加であります。

例規ページ数3099の182ページであります。第5条、管理者の規定でありまして、管理者要件に事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるとやむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするために改めるものであります。

次に、6ページをご覧ください。例規ページ数3099の182ページで

あります。第6条、内容及び手続の説明及び同意の規定でありまして、質の高いケアマネジメントの推進を図るための条文の整備であります。

次に、例規ページ数3099の185ページであります。第15条、指定 居宅介護支援の具体的取扱方針の規定でありまして、第9号につきましては、 利用者等が参加して実施する会議について、利用者等の同意を得た上で、テ レビ会議等を活用しての実施を認めるための条文の整備であります。

次に、7ページをご覧ください。第19の2号につきましては、区分支給限度額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用の大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検、検証の仕組みを導入するための条文の整備であります。

次に、8ページをご覧ください。例規ページ数3099の189ページであります。第20条、運営規程の規定でありまして、第6号といたしまして、高齢者虐待の防止の推進に係る条文を追加し、6号を7号に改めるものであります。

次に、例規ページ数3099の189ページであります。第21条、勤務 体制の確保の規定でありまして、第4項といたしまして、ハラスメント対策 の強化に係る条文を追加するものであります。

次に、第21条の2、業務継続計画の策定等から10ページの第33条、 電磁的記録等の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による 条文の整備であります。

次に、11ページをご覧ください。例規ページ数3099の191ページ であります。附則の規定でありまして、第2項につきましては、管理者要件 の適用の猶予を延長するための条文の整備であります。第3項につきまして は、条例議決後から3月31日までの管理者要件の適用を行うための条文の 整備であります。

それでは、4ページにお戻りください。附則であります。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正 規定は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 5ページですが、主任介護支援専門員と介護支援専門員はどう違うのか。

5条の2項と附則の2項と3項で、この兼ね合いですけど、5条の2では、 真にやむを得ない困難な理由がある場合については、主任介護支援専門員じ ゃなくて普通の介護支援専門員でいいですよとなっているんだけど、結局、 附則によると、最初から主任介護支援専門員でなくていいということが書い てあるんです。これ、今後いつまでこの特例が続くのか。2項のところには 令和9年3月31日までと書いてあるので、結局6年後までずっと主任介護 支援専門員は置かんでいいということなんですか。

それともう一つは、置くことと書いてあるのに置かなくていいとまた書いてあるという、非常に分かりにくいと思うんですけど、先ほど説明された7ページの介護支援専門員ってケアマネさんですよね。ケアマネさんがサービス計画を立てられた。それが基準いっぱいいっぱいやったら町長がチェックしますよみたいなことですか。これ、利用抑制しようということにつながりませんか。

(挙手する者あり)

議長 (西島寬道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。 まず、主任ケアマネと通常のケアマネの違いでありますが、主任ケアマネ につきましては、ケアマネのまとめ役的な存在でありまして、ケアマネジャ ーの指導、育成、相談を行い、地域課題の発見や課題解決、そして地域の発 展に尽力するということが期待されるものでございます。

2の附則の部分につきましては、附則の内容なんですが、平成29年までは国や府の基準において、居宅介護支援事業者の管理者はケアマネとなっておりましたが、平成30年度からは国の基準において、管理者は主任ケアマネとなったことから、事業所の人材確保に関する状況等を勘案しまして、令和3年3月31日までの3年間の経過措置が設けられておりました。主任ケアマネの確保が著しく困難である等の理由がある場合、主任ケアマネを管理者としない取扱いができるよう今回改正を行っているところで、その猶予期間が令和9年の3月31日まで延長するということでございます。

次に、7ページの生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応であると思うんですが、こちらの区分支給限度額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する事業者を事業所単位で抽出する点検上の仕組みを事業者に設けるというものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 今回、介護保険法の改正に基づくこれらの条例改正の趣旨でございますけれども、虐待防止なり災害対策なり感染症対策、これらについて、様々なアプローチから質の確保を図る、向上を図っていく取組みを進めながら、一方で、硬直的になっている人員配置基準等につきまして、見直しを行い、介護サービスを受ける方に支障がない範囲において緩和を図っていく。そのことによって、介護を提供されている職員さんにとって、労働条件等の改善緩和につながるというふうな観点から、総合的に介護の質の向上につながっていくというふうに考えて国は法令改正をしたものでございまして、それに伴い町も関係条例を改正するものであるというふうなことを改めて申し添えたいと思います。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

5番(岡田久雄) 6ページの下段の3099の185ページ、そこに、介護支援専門員はサービス担当者会議、これ、いつも普通だと施設などで担当者の方が集まって、いろいろ利用についての話合いをされると思うんですけども、これはコロナの関係で、テレビ電話や、ほかのLINEやZoomなど、そういったものを使ってやっても構わないというようなことなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 岡田議員のご質問にお答えいたします。

今後、4月1日以降、この条例が施行されれば、サービス担当者会議等はテレビ電話、Zoomとか、そういったもので対応できるということでございます。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 議案第7号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件に反対の立場で討論します。

居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員にしないといけないというふうに法律で定めても、結局、養成もいかない、人手不足だというようなことで見つからないから、それでは、3年間猶予しますよ、6年間猶予しますよというようなことになってきている。これ、現状に合わせて規定を緩めているという形になるかと思うんですけれども、一旦法律で定めておいて、それを結局骨抜きにしているというようなことで、本来、そういう人材を確保するにはどうしたらいいかということでもっと努力をしてもらわないといけないのに、現状がこうだからというのだったら、本当に十分な高齢者の方に必要な介護が確保できないということにつながるんじゃないでしょうか。特に、ケアプランをチェックするというような形があると、結局は利用者の方の利用抑制につながらないかということを大変危惧いたしますので、反対をいたします。

議長 (西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第7号、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の 人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり 可決されました。 日程第6、議案第8号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の 人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) それでは、議案第8号、介護保険法に基づく指 定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例 制定の件につきましてご説明申し上げます。

介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、介護保険法等の改正が行われたことによりまして、当該条例の元となる厚生労働省令を改正する省令が公布されたため、改正が必要となりましたので、所要の改正を行うものであります。

それでは、4ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数3099の211ページであります。目次中、第6章、雑則 の追加に伴いまして、目次を改めるものであります。以降、全て厚生労働省 令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

第3条、基本方針の規定でありまして、第3条第5項の次に2項を加えるものであります。第6項といたしまして、高齢者虐待防止の推進に係る条文の追加であります。第7項といたしまして、施設における個別サービスの情報の収集、活用と、計画を立て、それを実行、評価し、改善していく流れの推進を図るための条文の追加であります。

例規ページ数3099の216ページであります。第19条、運営規程の 規定でありまして、高齢者虐待防止の推進を図ることから、基準に追加する ものであります。

次に、5ページをご覧ください。例規ページ数3099の216ページであります。第20条、勤務体制の確保の規定でありまして、第4項といたしまして、ハラスメント対策の強化に係る条文を追加するものであります。

次に、第20条の2、業務継続計画等の策定等の規定でありまして、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供で

きる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練の実施等を義務づけるため、基準に追加するものであります。

次に、第22条の2、感染症の予防及びまん延の防止のための措置の規定でありまして、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練などの実施について、基準に追加するものであります。

次に、6ページの中段をご覧ください。例規ページ数3099の216ページであります。第23条、掲示から7ページの第35条、電磁的記録等の規定までも同様に、厚生労働省令に基づく基準の改正による条文の整備であります。

それでは、3ページにお戻りください。附則であります。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。 これから、議案第8号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の 人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり 可決されました。

日程第7、議案第9号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) それでは、議案第9号、井手町地区計画区域内における 建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申 し上げます。

井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、新庁舎周辺地区の地区計画を新た に定めたことに伴い、地区計画区域内における建築物の制限を定めた本条例 に井手町新庁舎周辺地区を加えるための一部改正を行うものであります。

それでは、2ページをお開き願います。井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数3431の3ページ、別表第1 (第2条関係)であります。 新たに、地区整備計画区域の名称欄に、井手町新庁舎周辺地区地区整備計画 区域を加え、区域欄に、都市計画法第20条第1項の規定により告示された 宇治都市計画井手町新庁舎周辺地区地区計画のうち、地区整備計画が定めら れた区域を加えるものであります。

次のページをお開き願います。別表第2(第3条-第7条関係)であります。

次に、5ページを参照願います。新たに、地区整備計画区域の名称欄に、 井手町新庁舎周辺地区地区整備計画区域を加え、計画区域の名称欄につきま しては、名称はありませんのでハイフンを入れております。建築してはなら ない建築物欄に、次の各号に掲げる建築物以外の建築物(1)から(5)を 加え、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度欄に10分の6 を加え、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度欄に10分の 20を加え、建築物の敷地面積の最低限度欄及び建築物の高さの最高限度欄 にハイフンを入れております。

1ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。 これから、議案第9号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関 する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者举手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり 可決されました。

先ほど答弁漏れがありましたので、答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 貴重な時間、申し訳ございません。先ほど、谷田みさお議員からのご質問で、グループホームの夜勤の職員数をお尋ねいただいたんですが、夜勤体制は1人以上となっておりまして、夜勤の職員数は6名で対応していると伺っております。

以上でございます。

議長(西島寛道) この際、暫時休憩します。1時半まで。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時30分

議長 (西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第8、議案第20号、令和3年度井手町一般会計予算から、日程第1 5、議案第27号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を 一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第20号、令和3年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第20号、令和3年度井手町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳 出それぞれ48億1,100万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区 分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、債務負担行為の規定でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債の規定でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、一時借入金の規定でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

第5条、歳出予算の流用の規定でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

裏面をご覧ください。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に 係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項 の間の流用。

次に、8ページをご覧ください。第2表債務負担行為であります。

新庁舎建設事業、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額15億2, 980万円。多賀地区町営住宅建替事業、期間、令和3年度から令和4年度 まで、限度額1億5,650万円。

次のページをご覧ください。第3表地方債であります。

起債の目的、1目総務施設整備事業債。限度額4億3,740万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8%以内。(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)償還の方法、40ケ年以内据

置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 2 目土木施設整備事業債、限度額 1 億 6 , 0 9 0 万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。3 目消防防災施設等整備事業債、限度額 1 , 3 0 0 万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。 4 目臨時財政対策債、限度額 1 億 4 , 4 0 0 万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1款町税、本年度予算額8億9,333万4,0 00円、比較529万7,000円であります。

2款地方譲与税、本年度予算額2,637万7,000円、比較100万円の減であります。

- 3款利子割交付金、本年度予算額70万円、比較ゼロであります。
- 4款配当割交付金、本年度予算額500万円、比較ゼロであります。
- 5 款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較 3 0 0 万円 であります。
- 6款法人事業税交付金、本年度予算額900万円、比較500万円であります。
- 7款地方消費税交付金、本年度予算額1億8,200万円、比較1,400万円の減であります。
- 8款自動車取得税交付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。
- 9款環境性能割交付金、本年度予算額300万円、比較200万円の減で あります。
- 10款地方特例交付金、本年度予算額1,000万円、比較900万円であります。
- 11款地方交付税、本年度予算額15億5,000万円、比較ゼロであります。
- 12款交通安全対策特別交付金、本年度予算額70万円、比較ゼロであります。
- 13款分担金及び負担金、本年度予算額930万4,000円、比較81万円の減であります。

14款使用料及び手数料、本年度予算額4,110万1,000円、比較30万1,000円であります。

15款国庫支出金、本年度予算額5億1,040万7,000円、比較1 億3,665万8,000円であります。

16款府支出金、本年度予算額2億4,504万3,000円、比較1, 346万1,000円の減であります。

17款財産収入、本年度予算額2,004万7,000円、比較78万8,000円の減であります。

18款寄附金、本年度予算額6,000円、比較ゼロであります。

1 9 款繰入金、本年度予算額 5 億 2 , 9 5 8 万 6 , 0 0 0 円、比較 8 , 5 1 2 万 9 , 0 0 0 円であります。

20款繰越金、本年度予算額500万円、比較ゼロであります。

2 1 款諸収入、本年度予算額1,009万4,000円、比較102万6, 000円の減であります。

22款町債、本年度予算額7億5,530万円、比較5億770万円であります。

以上、歳入合計、本年度予算額48億1,100万円、比較7億1,900万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、本年度予算額6,159万円、比較590万8,000円の減であります。財源内訳といたしまして、一般財源の6,159万円であります。

2款総務費、本年度予算額17億7,682万4,000円、比較5億5 22万9,000円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の 9,670万9,000円、地方債の4億3,740万円、その他の3億8, 956万3,000円、一般財源の8億5,315万2,000円であります。

3款民生費、本年度予算額10億4,946万9,000円、比較1,492万6,000円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の3億3,433万1,000円、その他の1,405万9,000円、一般財源の7億107万9,000円であります。

4款衛生費、本年度予算額3億2,485万4,000円、比較4,65

9万3,000円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の5,899万9,000円、その他の504万4,000円、一般財源の2億6,081万1,000円であります。

5 款労働費、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円であります。

6 款農林水産業費、本年度予算額6,284万7,000円、比較97万8,000円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,332万8,000円、その他の111万4,000円、一般財源の4,840万5,000円であります。

7款商工費、本年度予算額6,513万1,000円、比較381万7,000円の減であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,30万1,000円、その他の611万3,000円、一般財源の4,571万7,000円であります。

8款土木費、本年度予算額 5 億 2 , 7 2 6 万円、比較 4 , 0 8 9 万 1 , 0 0 0 円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 億 9 7 万 4 , 0 0 0 円、地方債の 1 億 6 , 0 9 0 万円、その他の 6 , 0 0 1 万 7 , 0 0 0 円、一般財源の 1 億 5 3 6 万 9 , 0 0 0 円であります。

9 款消防費、本年度予算額 2 億 3 , 5 9 5 万 4 , 0 0 0 円、比較 1 , 1 8 0 万 3 , 0 0 0 円の減であります。財源内訳といたしまして、地方債の 1 , 3 0 0 万 円、その他の 1 0 3 万 円、一般財源の 2 億 2 , 1 9 2 万 4 , 0 0 0 円であります。

1 0 款教育費、本年度予算額 4 億 4 , 6 6 3 万 9 , 0 0 0 円、比較 9 , 7 8 3 万円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の 3 , 7 8 0 万 6 , 0 0 0 円、その他の 9 , 0 3 0 万 8 , 0 0 0 円、一般財源の 3 億 1 , 8 5 2 万 5 , 0 0 0 円であります。

11款災害復旧費、本年度予算額280万3,000円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、一般財源の280万3,000円であります。

12款公債費、本年度予算額2億5,012万8,000円、比較3,4 08万1,000円であります。財源内訳といたしまして、一般財源の2億 5,012万8,000円であります。

13款予備費、本年度予算額750万円、比較ゼロであります。財源内訳

といたしまして、一般財源の750万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額48億1,100万円、比較7億1,900万円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の7億5,544万8,000円、地方債の6億1,130万円、その他の5億6,724万8,000円、一般財源の28億7,700万4,000円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書については、後ほどご覧おきください。

議長(西島寛道) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事 (西岡 久) それでは、主な事業につきましてご説明申し上げます。 令和 3 年度予算参考諸表 5 ページをお開き願います。なお、末尾に工事箇所 図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号1、事業名、防犯カメラ整備、事業費90万、財源内訳としまして、一般財源の90万、事業の概要としましては、1台であります。

図面対象番号2、事業名、新庁舎建設事業、事業費5億1,280万、財源内訳としましては、地方債の3億8,170万、その他の1億2,730万、一般財源の380万、事業の概要としましては、新庁舎建設等であります。

図面対象番号3、共同浴場施設改修、事業費846万、財源内訳としましては、国支出金285万、一般財源の561万、事業の概要としましては、配管改修一式、換気設備等改修であります。

図面対象番号4、事業名、子育て施設環境整備、事業費2,760万、財源内訳としましては、国支出金の2,760万、事業の概要としましては、保育園施設改修、換気システム整備等であります。

図面対象番号 5、事業名、井手地区共同墓地通路整備、事業費 4 7 0 万円、 財源内訳としましては、一般財源の 4 7 0 万円、事業の概要としましては、 延長 2 0 メートルであります。

図面対象番号6、事業名、町道29号線道路改良、事業費7,800万円、 財源内訳としましては、国支出金4,504万5,000円、地方債の2, 960万円、その他の335万5,000円、事業の概要としましては、延 長800メートルでございます。 図面対象番号7、事業名、町道12号線他道路改良、事業費1,940万円、財源の内訳としましては、国支出金920万円、地方債の820万円、 その他の200万円、事業の概要としましては、延長600メートルであります。

図面対象番号8、町道21-07号線道路改良、事業費750万円、財源 内訳としましては、国支出金367万5,000円、地方債の290万円、 その他の92万5,000円、事業の概要としましては、延長150メート ルであります。

図面対象番号9、町道40-02号線道路改良、事業費180万円、財源の内訳としましては、その他の180万円、事業の概要としましては、延長30メートルであります。

図面対象番号10、事業名、町道3号線道路改良、事業費2,200万円、 財源の内訳としましては、国支出金の1,270万5,000円、地方債の 830万円、その他の99万5,000円、事業の概要としましては、延長 500メートルであります。

図面対象番号11、事業名、町道20-10号線道路改良、事業費1,300万円、財源内訳としましては、国支出金の750万7,000円、地方債の490万円、その他の59万3,000円、事業の概要としましては、延長65メートルであります。

図面対象番号12、事業名、町内道路舗装、事業費1,395万円、財源内訳としましては、地方債の1,250万円、その他の145万円、事業の概要としましては、延長430メートル、面積2,140平方メートルであります。

図面対象番号13、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費1,200万円、 財源内訳としましては、国支出金693万円、地方債の450万円、その他 の57万円、事業の概要としましては、点検2橋、補修3橋であります。

図面対象番号14、事業名、町内河川浚渫、事業費570万円、財源内訳としましては、地方債の570万円、事業の概要としましては、延長1,225メートル、体積365立方メートルであります。

図面対象番号15、事業名、下排水路改修、事業費1,320万円、財源 内訳としましては、地方債の1,320万円、事業の概要としましては、5 か所、阿弥陀寺、川久保、栢木、西北組、北口であります。 図面対象番号16、事業名、町内公園整備、事業費270万円、財源内訳としましては、その他の270万円、事業の概要としましては、4か所、西北ノ代、いづみ、宮ノ本、北口であります。

図面対象番号17、事業名、改良住宅等改修、事業費880万円、財源内 訳としましては、一般財源の880万円、事業の概要としましては、空き家 改修4戸であります。図面対象番号18、事業名、多賀地区町営住宅建替事 業、事業費1億5,650万円、財源内訳としましては、国支出金7,75 0万円、地方債の7,110万円、一般財源の790万円、事業の概要とし ましては、造成工事、解体工事、建築実施設計、建築工事であります。

図面対象番号19、事業名、町営住宅外壁改修、事業費1,540万円、 財源内訳としましては、国支出金770万円、一般財源の770万円、事業 の概要としましては、簡二10戸であります。

図面対象番号20、事業名、防災広場整備、事業費1,300万円、財源 内訳としましては、地方債の1,300万円、事業の概要としましては、1 か所であります。

図面対象番号21、事業名、給食センター施設整備、事業費1,170万円、財源内訳としましては、その他の1,170万円、事業の概要としましては、給水給湯配管改修一式であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 次に、議案第21号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第21号、令和3年度井手町国 民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,350万4,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項 の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項

ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款国民健康保険税、本年度予算額1億2,842万6,000円、比較1,968万4,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額24万円、比較ゼロであります。

3 款府支出金、本年度予算額7億3,320万2,000円、比較344 万7,000円の減であります。

4款財産収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5 款繰入金、本年度予算額7,053万7,000円、比較17万8,0 00円であります。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

7款諸収入、本年度予算額109万7,000円、比較40万円の減であります。

以上、歳入合計、本年度予算額9億3,350万4,000円、比較2,335万3,000円の減であります。

6ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度660万7,000円、比較117万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の660万7,000 円であります。

2款保険給付費、本年度予算額7億2,718万6,000円、比較ゼロ、 財源内訳といたしまして、国・府支出金の7億1,718万2,000円、 一般財源の1,000万4,000円であります。

3款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額1億7,652万4,000円、比較2,305万9,000円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の822万7,000円、一般財源の1億6,829万7,000円であります。

4款共同事業拠出金、本年度予算額2,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の2,000円であります。

5款保健事業費、本年度予算額1,946万円、比較145万9,000円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の779万3,000円、一般財源の1,166万7,000円であります。

6款公債費、本年度予算額2,000円、比較8,000円の減、財源内 訳といたしまして、一般財源の2,000円であります。

7款諸支出金、本年度予算額172万3,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の172万3,000円であります。

8款予備費、本年度予算額200万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の200万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 9 億 3 , 3 5 0 万 4 , 0 0 0 円、比較 2 , 3 3 5 万 3 , 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 7 億 3 , 3 2 0 万 2 , 0 0 0 円、一般財源の 2 億 3 0 万 2 , 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与 費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長(西島寛道) 次に、議案第22号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) それでは、議案第22号、令和3年度井手町水道事業会 計予算についてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和3年度井手町水道事業会計の予算は、 次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数2,100戸。2号、年間総給水量73万立方メートル。 3号、1日平均給水量2,000立方メートル。4号、主要な建設改良事業、配水設備事業。

第3条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。第1款水道事業収益1億3,445万円、第1項営業収益1億963万6,000円、第2項営業外収益2,481万3,000円、第3項特別利益1,000円。

支出であります。第1款水道事業費用1億2,165万7,000円、第

1項営業費用1億1,208万7,000円、第2項営業外費用906万8,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

1枚めくっていただきまして、第4条、資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,889万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額502万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3,386万3,000円で補塡するものとする)。

収入であります。第1款資本的収入4,200万2,000円、第1項企業債4,000万円、第2項分担金100万円、第3項寄附金1,000円、第4項その他資本的収入1,000円、第5項負担金100万円。

支出であります。第1款資本的支出8,089万4,000円、第1項建設改良費6,268万6,000円、第2項企業債償還金1,820万7,000円、第3項その他資本的支出1,000円。

第5条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額4,000万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入または証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)償還の方法、40ケ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第6条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は5,000 万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定支出 の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生 じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金 並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれら の経費との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費1,212万8,000円。

第9条、たな卸資産購入限度額の規定であります。たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

それでは、4ページをお開き願います。

令和3年度井手町水道事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出の収入であります。1 款水道事業収益、予定額1億3,445万円。1項営業収益、予定額1億963万6,000円、1目給水収益、予定額9,800万円、2目受託工事収益、予定額35万円、3目その他営業収益、予定額1,128万6,000円。2項営業外収益、予定額2,481万3,000円、1目受取利息及び配当金、予定額2,000円、2目長期前受金戻入、予定額2,396万円、3目雑収益、予定額85万1,000円。3項特別利益、予定額1,000円、1目過年度損益修正益、予定額1,000円。

次に、支出であります。1款水道事業費用、予定額1億2,165万7,000円。1項営業費用、予定額1億1,208万7,000円、1目原水及び浄水費、予定額2,448万9,000円、2目配水及び給水費、予定額803万2,000円、3目受託工事費、予定額30万円、4目総係費、予定額1,766万1,000円、5目減価償却費、予定額6,078万3,000円、6目資産減耗費、予定額75万円、7目その他営業費用、予定額7万2,000円。2項営業外費用、予定額906万8,000円、1目支払利息及び企業債取扱諸費、予定額306万7,000円、2目消費税及び地方消費税、予定額600万円、1枚めくっていただきまして、3目雑支出、予定額1,000円。3項特別損失、予定額2,000円、1目過年度損益修正損、予定額1,000円、2目その他特別損失、予定額1,000円。4項予備費、予定額50万円、1目予備費、予定額50万円。

次のページで、次に、資本的収入及び支出の収入であります。 1 款資本的収入、予定額 4, 200万2,000円。1項企業債、予定額 4,000万

円、1目企業債、予定額4,000万円。2項分担金、予定額100万円、 1目分担金、予定額100万円。3項寄附金、予定額1,000円、1目寄 附金、予定額1,000円。4項その他資本的収入、予定額1,000円、 1目その他資本的収入、予定額1,000円。5項負担金、予定額100万円、 1目負担金、予定額100万円。

1枚めくっていただきまして、次に支出であります。1款資本的支出、予定額8,089万4,000円。1項建設改良費、予定額6,268万6,000円、1目事務費、予定額568万6,000円、2目配水設備工事費、予定額4,000万円、3目施設改良事業費、予定額1,000万円、4目固定資産購入費、予定額700万円。2項企業債償還金、予定額1,820万7,000円、1目企業債償還金、予定額1,820万7,000円。3項その他資本的支出、予定額1,000円、1目その他資本的支出、予定額1,000円。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。なお、次ページ以降につきましては、後ほどご覧おき願います。

議長(西島寛道) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寬道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) それでは、令和3年度井手町水道事業会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号 1、事業名、新庁舎配水管整備事業、事業費 4,000万円、 財源内訳といたしまして、地方債 4,00万円、事業の概要といたしまして、L=440メートル。

図面対象番号2、事業名、水道施設更新事業、事業費1,000万円、財源内訳といたしまして、一般財源1,000万円、事業の概要といたしまして、揚水場更新であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 次に、議案第23号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) それでは、議案第23号、令和3年度井手町多賀地区簡

易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定める ところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出 それぞれ5,127万6,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の 区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定であります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項 の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項 ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができ る場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開き願います。第2表地方債であります。

起債の目的、水道事業債。限度額900万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入または証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)償還の方法、40ケ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書であります。

まず、歳入であります。 1 款分担金及び負担金、本年度予算額 9 4 万 2,0 0 0 円、比較ゼロ。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,605万9,000円、比較1 00万円。

3款財産収入、本年度予算額7万2,000円、比較3万9,000円。

4款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5款繰入金、本年度予算額519万8,000円、比較96万5,000 円の減。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7款諸収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。

8款町債、本年度予算額900万円、比較800万円の減。

以上、歳入合計、本年度予算額5,127万6,000円、比較792万6,000円の減であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。1款業務費、本年度予算額3,537万9,000円、比較166万円の減、財源内訳といたしまして、地方債の500万円、その他の7万2,000円、一般財源の3,030万7,000円であります。

2款事業費、本年度予算額435万円、比較650万円の減、財源内訳といたしまして、地方債の400万円、一般財源の35万円であります。

3款公債費、本年度予算額1,114万7,000円、比較23万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の154万8,000円、一般財源959万9,000円であります。

4款予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、 一般財源の40万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額5,127万6,000円、比較792万6,000円の減、財源内訳といたしまして、地方債の900万円、その他の162万円、一般財源の4,065万6,000円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。なお、13ページ以降に給与費明細書がございます。後ほどご覧おき願います。

議長(西島寛道) 次に、議案第24号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第24号、令和3年度井手町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出

それぞれ1億2,422万6,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額9,115万4,000円、 比較75万9,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2万4,000円、比較ゼロであります。

3 款繰入金、本年度予算額3,282万3,000円、比較30万1,0 00円であります。

4款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5款諸収入、本年度予算額22万4,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額1億2,422万6,000円、比較45万8,000円の減であります。

5ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額144万7,000円、比較12万7,000円、財源内訳といたしまして、その他の2万4,000円、一般財源の142万3,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億2,246万9,000円、比較58万5,000円の減、財源内訳といたしまして、その他の9,116万5,000円、一般財源の3,130万4,000円であります。

3款諸支出金、本年度予算額21万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の21万円であります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、 一般財源の10万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額1億2,422万6,000円、比較45万8,000円の減、財源内訳といたしまして、その他の9,139万9,000円、一般財源の3,282万7,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 次に、議案第25号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) それでは、議案第25号、令和3年度井手町介 護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の 総額は歳入歳出それぞれ8億7,774万8,000円と定める。2項、介 護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ730万1, 000円と定める。3項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳 出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。 第2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項 の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項 ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができ る場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を 生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出予算事項 別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億5,802万円、比較1,003万1,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4万3,000円、比較ゼロであります。

3 款国庫支出金、本年度予算額 2 億 1 , 1 0 5 万 4 , 0 0 0 円、比較 9 3 4 万 3 , 0 0 0 円の減であります。

4 款支払基金交付金、本年度予算額 2 億 2 , 2 4 8 万 8 , 0 0 0 円、比較 1 , 0 5 1 万 2 , 0 0 0 円の減であります。

5 款府支出金、本年度予算額1億2,478万1,000円、比較340 万1,000円の減であります。

6款財産収入、本年度予算額1万8,000円、比較1万9,000円の 減であります。

7款繰入金、本年度予算額1億6,133万7,000円、比較389万 4,000円の減であります。 8款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

9款諸収入、本年度予算額6,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額8億7,774万8,000円、比較3,720万円の減であります。

次の6ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額1,392万4,000円、 比較411万1,000円の減であります。財源内訳といたしまして、一般 財源の1,388万1,000円であります。

2款保険給付費、本年度予算額8億468万1,000円、比較3,504万7,000円の減であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の3億1,900万6,000円、その他の3億7,216万5,000円、一般財源の1億1,351万円であります。

3款地域支援事業費、本年度予算額5,811万3,000円、比較197万7,000円であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,682万9,000円、その他の1,794万3,000円、一般財源の2,334万1,000円であります。

4款基金積立金、本年度予算額1万8,000円、比較1万9,000円の減であります。財源内訳といたしまして、その他の1万8,000円であります。

5款公債費、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円であります。

6款諸支出金、本年度予算額1万1,000円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、一般財源の1万1,000円であります。

7款予備費、本年度予算額100万円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、一般財源の100万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額8億7,774万8,000円、比較3,720万円の減であります。財源内訳といたしまして、国・府支出金の3億3,583万5,000円、その他の3億9,016万9,000円、一般財源の1億5,174万4,000円であります。

次に、20ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入歳出予 算事項別明細書であります。

歳入であります。1款サービス収入、本年度予算額230万円、比較ゼロ

であります。

2款繰越金、本年度予算額500万円、比較200万円であります。

3款諸収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額730万1,000円、比較200万円であります。

次の21ページをご覧ください。

歳出であります。1款サービス事業費、本年度予算額230万円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、その他の230万円であります。

2款諸支出金、本年度予算額500万円、比較200万円であります。財源内訳といたしまして、一般財源の500万円であります。

3款予備費、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、一般財源の1,000円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額730万1,000円、比較200万円であります。財源内訳といたしまして、その他の230万円、一般財源の500万1,000円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費 明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長(西島寛道) 次に、議案第26号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) それでは、議案第26号、令和3年度井手町公共下水道 事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところ による。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出 それぞれ5億5,150万4,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款 項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定であります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項 ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができ る場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

5ページをお開き願います。第2表地方債であります。

起債の目的、下水道事業債。限度額1億770万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入または証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)償還の方法、40ケ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

次の6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書であります。 歳入であります。1款使用料及び手数料、本年度予算額1億5,223万 8,000円、比較313万2,000円の減であります。

2款国庫支出金、本年度予算額5,250万円、比較650万円であります。

3 款繰入金、本年度予算額 2 億 3, 4 5 2 万円、比較 1, 4 2 8 万 7, 0 0 円であります。

4款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5款諸収入、本年度予算額454万5,000円、比較9万円であります。

6款町債、本年度予算額1億770万円、比較2,380万円であります。

以上、歳入合計、本年度予算額5億5,150万4,000円、比較4,

154万5,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額1億7,206万9,000円、比較2,868万円、財源内訳といたしまして、地方債の1,400万円、その他の1,029万2,000円、一般財源の1億4,777万7,000円であります。

2款事業費、本年度予算額1億5,079万8,000円、比較1,61 3万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の5,250万円、地方債の8,190万円、その他の1,231万8,000円、一般財源の408万円であります。

3 款公債費、本年度予算額 2 億 2 , 7 6 3 万 7 , 0 0 0 円、比較 3 2 7 万 2 , 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、地方債の 1 , 1 8 0 万円、その他の 2 億 1 , 5 8 3 万 6 , 0 0 0 円、一般財源の 1 , 0 0 0 円であります。

4款予備費、本年度予算額100万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の100万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 5 億 5 , 1 5 0 万 4 , 0 0 0 円、比較 4 , 1 5 4 万 5 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 5 , 2 5 0 万円、地方債の 1 億 7 7 0 万円、その他の 2 億 3 , 8 4 4 万 6 , 0 0 0 円、一般財源の 1 億 5 , 2 8 5 万 8 , 0 0 0 円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。なお、14ページ以降に給与費明細書がございます。後ほどご覧おき願います。

議長(西島寛道) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島上下水道課長。

理事(中島一也) それでは、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対象番号1、事業名、改築更新事業、事業費2,000万円、財源内 訳といたしまして、国・府支出金1,000万円、地方債1,000万円、 事業の概要といたしまして、マンホール蓋取替44箇所、マンホールポンプ 場詳細設計であります。

図面対象番号3、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、事業費6,700 万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金3,350万円、地方債3,350万円、事業の概要といたしまして、電気設備修繕1式であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 次に、議案第27号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第27号、令和3年度井手町多 賀財産区特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の多賀財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳 出それぞれ299万5,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区 分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1 款財産収入、本年度予算額44万6,000円、 比較1万2,000円の減であります。

- 2款使用料及び手数料、本年度予算額2,00円、比較ゼロであります。
- 3款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。
- 4款繰入金、本年度予算額234万4,000円、比較2万5,000円 であります。
 - 5款繰越金、本年度予算額20万円、比較ゼロであります。
 - 6款諸収入、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額299万5,000円、比較1万3,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額240万円、比較9,000 円であります。財源内訳といたしまして、一般財源の240万円であります。

2款衛生費、本年度予算額40万8,000円、比較6,000円であります。財源内訳といたしまして、一般財源の40万8,000円であります。

3款諸支出金、本年度予算額8万7,000円、比較2,000円の減であります。財源内訳といたしまして、その他8万7,000円であります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロであります。財源内訳といたしまして、一般財源の10万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額299万5,000円、比較1万3,00

0円であります。財源内訳といたしまして、その他の8万7,000円、一般財源の290万8,000円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。 お諮りします。本8件については、議員全員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第2 0号、令和3年度井手町一般会計予算から、日程第15、議案第27号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選いただき、議長まで報告願います。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時36分

議長 (西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には中坊 陽 議員、副委員長には岡田久雄議員と決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月24日午前10時から会議を開きます。

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西島寛道

署名議員 脇 本 尚 憲

署名議員 丸 山 久 志